別記１

一般財団法人札幌市住宅管理公社公告第　２０２０－２４　号

事後審査型郵送一般競争入札の公告（工事、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和５２年１１月１８日制定）第６条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和２年（２０２０年）６月１７日

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長　大　古　　聡

記

１　契約担当部
〒０６０－０００１
札幌市中央区北１条西２丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）
電話　０１１－２１１－３３８１
ＦＡＸ　０１１－２２１－４４３８

２　対象工事
「西岡北小学校屋内運動場外壁改修工事」

３　入札参加資格
⑴　「単体」で入札に参加する場合
入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。
また、下記６に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としないものとする。

共通事項
ア　一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和５２年１１月１８日制定）第２条の規定に該当しない者であること。
イ　平成３１・３２年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）。
ウ　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成１４年７月３１日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
エ　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
オ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
(ｱ) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
(ｲ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
(ｳ) 申請者と３カ月以上の雇用関係があること。
カ　対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
キ　受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者でないこと。

ク　代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
ケ　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ｱ)　資本関係
a　親会社と子会社の関係にある場合
b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
(ｲ)　人的関係
a　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
b　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

⑵　「特定共同企業体」で入札に参加する場合
入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。
なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び２以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共同企業体の結成条件
ア　構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
イ　各構成員の出資の割合が均等割の１０分の６以上であること。
ウ　共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
エ　共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4　入札説明書の交付
⑴　この公告の日から対象工事ごとに定める入札書提出期限の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。
（ https://s-j-k.or.jp ）
⑵　この公告の日から対象工事ごとに定める入札書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前８時４５分から午後５時１５分まで、１に示す契約担当部においても交付する。

5　一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法
⑴　提出期間
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。
⑵　提出方法
対象工事ごとに別表にて定める。

6　落札等に係る入札参加の条件
第１回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成１４年７月３１日制定）第７条第１項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の⑴～⑶に定める条件をすべて満たさなければならない。
⑴　内訳書の提出があること。
⑵　内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第１回の入札書の記載金額が一致すること。
⑶　その他内訳書の内容に疑義がないこと。

7　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
⑴　入札の日時　　対象工事ごとに別表にて定める。
⑵　開札の日時　　対象工事ごとに別表にて定める。

(3) 開札場所　　札幌市中央区北１条西２丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社３階会議室

(4) 提出方法　　別表で示す入札書提出期限までに、１に示す契約担当部へ簡易書留郵便で送付すること。詳細については、入札説明書を参照のこと。

8　その他

(1) 入札保証金
免除

(2) 契約保証金
納付。ただし、理事長が確実と認める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。

(5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(6) 詳細は別表及び入札説明書による。